

改正

平成30年 2 月16日規則第 2 号

津市北部市民センター内北部老人福祉センターに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市北部市民センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第80号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、津市北部市民センター内北部老人福祉センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第10条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、北部老人福祉センター指定管理者指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

(使用時間)

第 4 条 センターを使用することができる時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第15条第 1 項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の 1 月前の日から当日までの間に、北部老人福祉センター使用（使用変更）許可申請書（第 2 号様式。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人が使用許可を申請する場合は、北部老人福祉センター個人使用簿（第 3 号様式）への記載をも

ってこれに代えることができる。

(使用許可)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、北部老人福祉センター使用（使用変更）許可書（第4号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、前条ただし書の規定による個人の使用に係る許可については、この限りでない。

(使用許可の変更)

第7条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第5条ただし書の規定による個人の使用に係る許可の内容の変更については、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第8条 使用者は、センターの使用許可の取消しを受けようとするときは、北部老人福祉センター使用許可取消届（第5号様式）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、第5条ただし書の規定による個人の使用に係る許可の取消しについては、この限りでない。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第10条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第11条 指定管理者又は使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第12条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初に指定された指定管理者がセンターの管理を開始するまでの間は、第3条中「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは」と、第4条から第9条まで及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「指定管理者又は使用者等」とあるのは「使用者等」と、第2号様式及び第5号様式中「(あて先) 津市北部市民センター内北部老人福祉センター指定管理者」とあるのは「(あて先) 津市長」と、第4号様式中「津市北部市民センター内北部老人福祉センター指定管理者^印」とあるのは「津市長 (氏 名) ^印」とする。
- 3 この規則の施行前に合併前の津市北部市民センター内北部老人福祉センターに関する規則(平成元年津市規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成30年2月16日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）
第1号様式（第2条関係）

北部老人福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

㊟

電 話

津市北部市民センター内北部老人福祉センターに係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- （1） 津市北部市民センター内北部老人福祉センターの管理に係る事業計画書
- （2） 津市北部市民センター内北部老人福祉センターの管理に係る収支計画書
- （3） 申請者の経営状況を説明する書類
- （4） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （5） 登記事項証明書（法人に限る。）
- （6） 国税及び地方税の納税証明書
- （7） その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）
第2号様式（第5条、第7条関係）

北部老人福祉センター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市北部市民センター内北部老人福祉センター指定管理者

（〒 ）

住 所
申請者 団体名
氏 名（代表者）
電 話

次のとおり北部老人福祉センターを^{使用}_{使用変更}したいので許可していただきますよう申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 ^{前後} 時 分から 年 月 日（ 曜）午 ^{前後} 時 分まで			
行 事 名				
使 用 目 的				
入 場 予 定 人 員		対象者		
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名				
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を ○で囲んでくだ さい。〕	和室 教養娯楽室1 教養娯楽室2 その他（ ）			
使用する設備器具 〔使用する場合 は、○で囲んで ください。〕	拡声装置			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要	
持 込 器 具 等				
※ 許 可 条 件 等				

※印の欄は、記入しないでください。

第3号様式（第5条関係）
第3号様式（第5条関係）

北部老人福祉センター個人使用簿

番号	使用 年月日	使用者 氏名	年齢	性別	住 所	連 絡 先 (電話番号等)	使用する施設及び設備器具 (○で囲んでください。)	使用 時間	使用 目的	備 考
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		
	・ ・						和室・教養娯楽室1・教養娯楽室2 機能回復訓練室・浴室・健康相談室・拡声装置	～		

第4号様式（第6条―第8条関係）
第4号様式（第6条―第8条関係）

（表）

北部老人福祉センター使用（使用変更）許可書

年 月 日

（氏 名） 様

津市北部市民センター内北部
老人福祉センター指定管理者 

年 月 日付けで申請のあった北部老人福祉センターの 使用
使用変更 について、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設	和室 教養娯楽室1 教養娯楽室2 その他（ ）		
使用する設備器具	拡声装置		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等			
許 可 条 件 等			

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第 5 号様式（第 8 条関係）
第 5 号様式（第 8 条関係）

北部老人福祉センター使用許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市北部市民センター内北部老人福祉センター指定管理者

(〒)

住 所
申請者 団体名
氏 名 (代表者)
電 話

次のとおり北部老人福祉センターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日 (曜) 午 前後 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 〔取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。〕	和室 教養娯楽室 1 教養娯楽室 2 その他 ()
取消しに係る設備器具 〔取消しを受けようとする場合は、○で囲んでください。〕	拡声装置
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	